

令和 7 年度 沖縄こどもの貧困緊急対策事業
「支援員及びこどもの居場所の活動支援事業（研修会）」業務委託企画提案募集要領

本公募は、国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

次のとおり企画提案者を募集するので公告します。

令和 7 年 2 月 20 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務委託名

令和 7 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業

「支援員及びこどもの居場所の活動支援事業（研修会）」業務委託

2 事業の目的

本事業は、市町村が配置及び設置するこどもの貧困対策支援員（以下「支援員」という。）及びこどもの居場所（以下「居場所」という。）に対して、研修等を行うことにより、地域の実情に応じたこどもの支援体制の整備を推進することを目的とする。

※こどもの貧困対策支援員とは、地域に出向いてこどもの貧困の現状把握や関係機関との情報共有、こどもを支援につなげるための調整、新たなこどもの居場所づくりの準備等を行う者を指す。

※こどもの居場所とは、安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、こどもに食事・生活・学習・キャリア形成支援などを提供する場所を指す。

3 業務の内容

別添「令和 7 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業「支援員及びこどもの居場所の活動支援事業（研修会）」に係る業務委託仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

5 委託料上限額

委託料の上限額は、4,571,000 円とする。（消費税及び地方消費税含む。）

※当該金額は企画提案のために設定した金額の上限額であり、契約金額ではない。

6 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第 7 条第 2 項（昭和 47 年 7 月 20 日告示 69 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。
- (6) 応募者が、県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入していること、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、その他労働関係法令を遵守していること。
- (8) 沖縄県内において、こども支援に係る実績を有する者であること。
- (9) 沖縄県内に事業所がある法人・団体であること。共同企業体の場合は、いずれかの構成員は沖縄県内に事業所があり、委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (10) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(7)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(8)及び(9)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体又は他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

7 応募手続き及びスケジュール

令和 7 年 2 月 20 日（木）	企画提案公募及び質問事項受付開始
令和 7 年 2 月 27 日（木）	質問事項受付締切
令和 7 年 3 月 7 日（金）	参加申込締切
令和 7 年 3 月 11 日（火）	企画提案書等提出締切

令和 7 年 3 月 21 日（金） 書面審査の上、企画提案書に係る質問を企画提案事業者へ
送付

令和 7 年 3 月 25 日（火） 企画提案書に係る質問回答締切

令和 7 年 3 月 28 日（金） 選定審査会（書面審査）

令和 7 年 4 月上旬目途に、選定結果通知及び見積提出・契約締結予定

(1) 質問事項受付

質問書【様式 1】を記入し、電子メールにて受け付けるものとする。

ア 受付期限 令和 7 年 2 月 27 日（木）12：00 まで（必着）

イ 質問に対する回答

令和 7 年 3 月 3 日（月）までに、質問者に直接メールにて回答するほか、沖縄県
ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加申込書の提出

ア 提出期限 令和 7 年 3 月 7 日（金）12：00 まで（必着）

イ 提出書類

下記資料を電子メールにて提出すること。

・企画提案参加申込書【様式 2】

・誓約書【様式 3】（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和 7 年 3 月 11 日（火）15：00 まで（必着）

イ 企画提案書等の書類確認及び書類審査

令和 7 年 3 月 12 日（水）から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

※企画提案書の申請状況等により、書類審査を行うことがある。

ウ 提出書類及び必要部数

・企画提案応募申請書【様式 4】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

・共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）・・・・・・・・ 1 部

・企画提案書

以下の書類を一式にまとめ、企画提案応募申請書【様式 4】に添付する正本 1 部
及び副本 6 部を作成し、合計 7 部を提出すること。なお、企画提案書は、左端を仮
綴じし（A 4 長辺側を穴開け）、適宜インデックス等を付け全ての書類の通し番号
でページを付けること。

（ア）企画提案書【任意様式】

（イ）団体概要【様式 5】

（ウ）業務実績【様式 6】

業務実績は、可能な限り実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただ
し、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない
場合は、先方に確認のうえ、提出すること。

（エ）経費見積書【様式 7】

- (オ)定款、規約等
- (カ)その他、法人等の概要が分かる参考資料等
- エ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

8 企画提案書の作成方法

企画提案書【任意様式】は、原則A4版20頁以内。

企画提案書には、別添仕様書の「4 業務の内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。なお、企画提案書の作成に当たっては、10 委託事業者の選定方法に記載する評価の観点に基づき、その内容が確認できるよう作成すること。

- (1) 企画提案の概要に関すること。
- (2) 支援員及び居場所職員等に対する研修に関すること。
 - ア 支援員及びこどもの居場所職員等のニーズの把握について
 - イ 全体研修について（内容、対象、研修のねらい等）
 - ウ 企画研修について（内容、対象、研修のねらい等）
 - エ 個別研修について（内容、対象、研修のねらい等）
 - オ 支援コーディネーターとの連携について（連携方法、実施内容等）
- (3) 独自企画提案事業に関すること。（ただし、「5 委託料上限額」の範囲内で提案すること。）
- (4) 業務スケジュールに関すること。
- (5) 業務の実施体制に関すること。
- (6) 業務実績に関すること。

9 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

10 委託事業者の選定方法

企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定審査会に先立ち書類審査を行い、上位3者を選定する。

その後、県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書の内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定する。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順

位の事業者等と委託契約に関する協議を行う。

なお、選定審査会における審査においては、次の観点から評価を行うことに留意すること。

(1) 企画提案の概要に関すること（配点 10 点）

本事業の目的を十分に理解しており、事業目的に合致した提案がなされているか。

(2) 支援員及び居場所の職員等に対する研修に関すること（配点 60 点）

ア 支援員及び居場所の職員等に対する研修について

（ア）支援員及び居場所職員等のニーズを把握する上で、適切かつ効果的な手法が提案されているか。

（イ）全体研修について、年 2 回以上開催し、内容や対象者、研修のねらい等について具体的に定め、支援員や居場所職員のスキルを向上させる効果的な研修の内容となっているか。

（ウ）企画研修について、年 6 回以上開催し、内容や対象者、研修のねらい等について具体的に定め、支援員や居場所職員のスキルを向上させる効果的な研修の内容となっているか。

（エ）年度途中に採用された支援員や居場所職員等を考慮し、アーカイブ配信等の手法を用いた研修について提案されているか。

（オ）個別研修について、個別の研修ニーズやケース相談等があった場合には、必要に応じ講師を派遣する等、対応できる方法が提案されているか。

イ 支援コーディネーターとの連携について

（ア）各圏域において活動している支援コーディネーターとの意見交換の場を設ける等、連携する手法が提案されているか。

(3) 独自企画提案事業に関すること（加点 5 点）

支援員や居場所等の資質向上に向けた取組について、効果的と思われる企画提案がされているか。提案されている場合、内容、方法等は適切か。

(4) 業務スケジュールや実施体制に関すること（配点 10 点）

ア 業務スケジュールは適切か。

イ 事業の実施に必要な実施体制を確保する提案がなされているか。

(5) 業務の実績に関すること（配点 10 点）

過去に同様の研修事業等や類似事業等の受託実績があるか。

(6) 経費積算について（配点 10 点）

必要な経費が適切かつ効率的に、見積られているか。

11 書面審査

(1) 書面による審査を行うため、企画提案事業者によるプレゼンテーションは行わない。

(2) 書類審査の上、令和 7 年 3 月 21 日（金）までに、企画提案書に係る質問を企画提

案事業者に対して送付する。

- (3) 上記質問に対する回答を令和 7 年 3 月 25 日（火）までに提出すること。

12 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

13 契約締結時の留意事項

- (1) 契約締結の手続き

ア 委託事業者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結するものとする。

イ 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

- (2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (3) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変更後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う。

14 提出先・問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 3 階

沖縄県こども未来部こども家庭課こども未来班（担当：比嘉）

電話番号 098-866-2174 電子メールアドレス：higahd@pref.okinawa.lg.jp